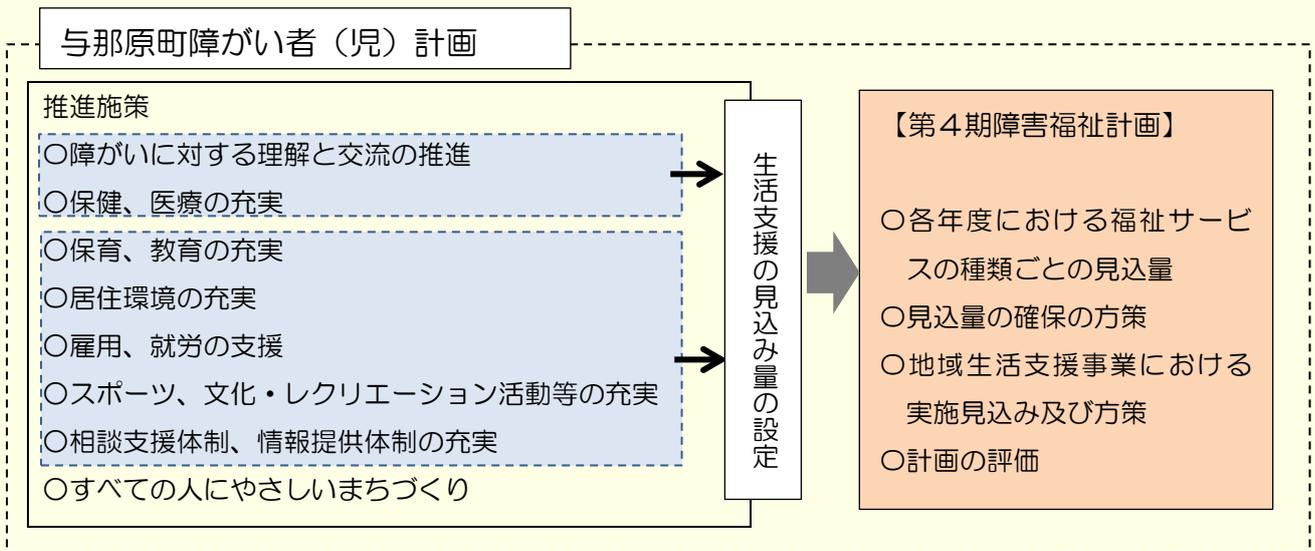


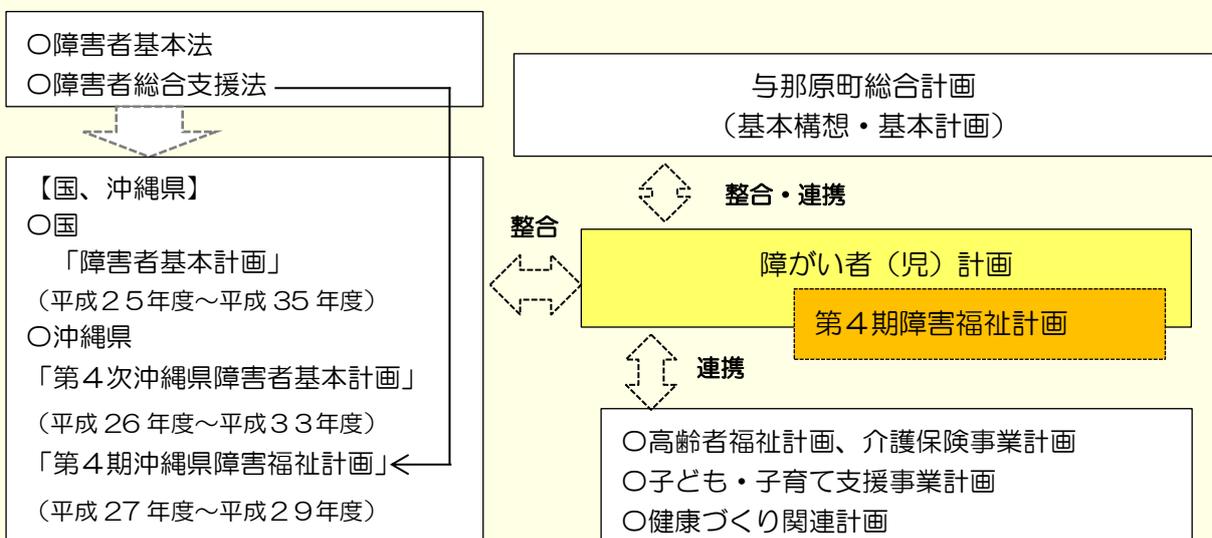
1 計画の位置づけ

「障がい者（児）計画」は、障害者基本法第 11 条 3 項に定める「市町村障害者計画」であり、障がい者のための施策を推進する上での基本事項を定める計画として位置づけられます。また、「第 4 期障害福祉計画」は、障害者総合支援法第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」として、障がい者（児）計画に即応し、障がい者（児）計画における推進施策の一部を下図のとおり包含するものとして、障害福祉サービス等の確保に関する計画として位置づけます。



本計画は、町総合計画における障害福祉分野の基本指針に基づくものとし、福祉関連計画及びその他関連計画との連携、整合性を保つ計画として位置づけます。

【障がい者福祉計画と関連計画との関係】



2 計画期間の考え方

障がい者（児）計画においては、関係する法制度に基づき、社会情勢及び障がい者を取り巻く環境の変化等に柔軟に対応した福祉施策の推進が求められており、「障害福祉計画」の見直し時期に合わせ、中間見直しを実施できるように、「障がい者（児）計画」の期間を見直す必要があります。

そのため、計画の期間については、「障害福祉計画」の終了時期に合わせた見直しを実施することができるように、計画期間を8年間に変更します。

計画の期間

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度
障がい者（児）計画		障がい者（児）計画（8年）							
障害福祉計画		第4期障害福祉計画（3年）		第5期障害福祉計画（3年）			第6期障害福祉計画（3年）		

3 計画の進捗管理と評価

本計画においては、個別施策における事業の実行性を高めていくため、各種事業に対する事業目標（指標）を設定しています。計画期間内において目標指標に沿った事業評価を実施し計画の進捗を図ります。

計画の評価は、評価内容がわかりやすい形となるようにPDCAサイクルに基づく計画の評価を行います。

Plan（計画）＝これからのことを考える
 Do（実施）＝計画したことの実行
 Check（評価）＝結果の達成度を評価する
 Action（見直し）＝見直しをかけて、次の計



4 計画の基本理念

本計画における基本理念は、障害を正しく理解し、障害の有無に関わらず、ともに支え合って暮らしていける共生社会の実現を基本的な考え方とし、障がいのある町民が自分らしく、地域のなかで自立していくことを支援するものとしています。

この理念は、法制度における障がい者施策の位置づけや総合計画における障がい者施策の基本方針との整合性が図られているものと考えられることから、現行の基本理念を踏襲するものとします。

基本理念

“すべての町民がお互いを尊重し、支え合い、
いつまでも笑顔で暮らせるまち・与那原”

5 重点目標

障がいのある町民が自分らしく自立することや、社会のすべての場面に参加することを総合的に支援するものとし以下の事項を重点目標とします。

(1) 障がいに対する理解の促進

【障がいに対する理解、差別の解消、権利擁護の推進】

どのような場合においても障がいを理由とした、偏見や差別することがないように、お互いに理解し支え合い共に生きる地域づくりを進めます。

(2) 地域における自立支援

【社会参加（教育、文化、スポーツ）、バリアフリー、コミュニケーション支援】

障がいのある町民が、どこで、誰と暮らすのかを自由に選択し、みんなと一緒に社会のあらゆる場面に参加し、自己の資質を高めた社会生活を営むことができるように支援します。

(3) サービス提供体制の確保

【生活・経済的支援、保健、医療サービス支援】

障がいのある町民が身近な地域において自立生活を営むことができるように、障がいの特性と多様なニーズに応じ総合的にサービスを提供する仕組みづくりに取り組みます。

6 推進施策の方針

1) 障害に対する理解と権利擁護

障害の有無にかかわらず、人格と個性を尊重し認め合い、お互いに支え合う共生社会のなかで安心して暮らすことができる環境づくりが必要です。

障害に対する理解を促す啓発活動や福祉教育の充実を図るとともに、多様な交流活動を推進し、障害を理由として差別することがない環境をつくります。また、障がいのある町民に対する虐待等の防止を含めた権利擁護を進めていきます。

2) 保健、医療サービスの充実

こころとからだの健康づくりを推進するとともに、適切な医療サービスや発達支援を身近な地域で受けることができる環境づくりが必要です。

障害を早期に発見し、個々の状況に応じた適切な支援を受けられる体制づくりに取り組みます。

3) 自立生活支援の充実

自分らしい生き方を実現できるように、個々の状況に応じ福祉サービスを自ら選択し利用できる環境づくりが必要です。

質を高めた日常生活や社会生活を営むことができるように、相談支援体制の充実、福祉サービス提供基盤の整備促進やボランティア活動、福祉人材の育成・確保など、障がいのある町民を地域で支える環境づくりに取り組みます。

4)生活環境の整備

すべての町民にやさしく、利便性の高いまちづくりが必要です。ユニバーサルデザインの視点によるバリアフリー化を進めるとともに、安心して暮らすための住環境や住宅確保に向けた支援の充実を図るなど、地域生活への移行を促進します。

5)雇用・就労支援の充実

障がいの特性や個々の能力に応じて働くことや経済的負担の軽減等によって自立することを促す環境づくりが必要です。

継続的な就労支援と障害等に配慮した雇用・就業環境の整備を促すとともに、経済負担の軽減を図る各種支援制度の利活用を促します。

6)教育、スポーツ、文化・芸術活動等の充実

スポーツ、文化・芸術活動を通して生活の質を高め、生きがいを高めることや年齢、能力、特性に応じて学び成長する環境づくりが必要です。

一人ひとりのニーズに応じた十分な保育・教育機会を提供するとともに、スポーツ、レクリエーション、文化活動などを通して多様な社会参加を実現する環境づくりに取り組みます。

7)安全・安心のある地域づくり

安全と安心感に支えられ、快適に暮らしていくためのセイフティネットの充実を図る必要があります。

台風、津波などの自然災害における減災や消費者トラブルを未然に防ぐ防犯対策等の充実に努め、安全・安心のある地域づくりを進めます。

7 施策の体系

基本理念

すべての町民がお互いを尊重し、支え合い、
いつまでも笑顔で暮らせるまち・与那原

重点目標

障がいに対する
理解の促進

地域における
自立支援

サービス提供体
制の確保

基本方針及び主要施策

障害に対する理解と権利擁護の推進

- (1) 障害の理解に向けた啓発活動
- (2) 障害を理由とする差別の解消
- (3) 権利擁護の推進
- (4) 交流活動の充実

保健、医療サービスの充実

- (1) 障害の早期発見、対応及び発達支援の充実
- (2) 医療受診に対する支援

自立生活支援の充実

- (1) 相談支援体制の充実
- (2) 情報・コミュニケーション支援の充実
- (3) 自立生活を支援するサービスの充実
- (4) 福祉人材の育成・確保

生活環境の整備

- (1) 生活環境のバリアフリー化
- (2) 移動・交通手段の充実
- (3) 障害に配慮した住環境整備及び入居支援

雇用・就労支援の充実

- (1) 雇用、就労支援の充実
- (2) 就労機会の拡充及び雇用環境の充実

教育・スポーツ、文化・芸術活動等の充実

- (1) 療育支援の充実
- (2) 障がい児保育の充実
- (3) 学校教育の充実
- (4) スポーツ、文化・芸術活動の充実

安全・安心のある地域づくり

- (1) 地域福祉活動の推進
- (2) 防災、防犯対策の充実



与那原町障がい者（児）計画

平成 28 年 3 月

【編集・発行】

与那原町役場 福祉課

〒901-1392 沖縄県島尻郡与那原町字上与那原 16 番地

TEL (098) 945-1525 FAX (098) 946-4597